

◆セルフメディケーション税制◆（従来の医療費控除との選択適用）

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドックやがん検診等の各種健診（医療保険者や市が実施するもの）のいずれかを受けている人が、本人や本人と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等（※）の購入費用を1年間に12,000円を超えて支払った場合には、12,000円を超える額（88,000円を限度）を所得控除できる、医療費控除の特例制度です。

※特定一般用医薬品等とは、医師によって処方される医薬品から薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品をいいます。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

●この明細書は、地方税法附則第4条の4（セルフメディケーション税制による医療費の特例）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

①申告する方の健康の保持増進及び疾病への予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「ご自宅での保管（5年間）が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

②特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局等の支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局等の支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち保険金等で補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

〇〇薬局	
市役所店	TEL:0742-34-1111
奈良市二条大路南一丁目1-1	
■ 領収書 ■	
2022年9月1日(木) 12:00	
★シゼイA錠	¥1,224
シャンプー	¥298
歯ブラシ	¥150
★かぜ総合EX	¥1,880
小計4点	¥3,617
合計	¥3,617
内消費税	¥328
お預かり	¥4,000
お釣り	¥383
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入し、購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局等の支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち保険金等で補填される金額
〇〇薬局	シゼイA錠、かぜ総合EX	3,104 円	円
●●ドラッグストア	△△△、▲▲▲、□□□	12,246	
〃	■●●、▽▽▽、▼▼▼		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

添付又は提示が必要な書類

●「セルフメディケーション税制の明細書」（同項目が含まれた内容で独自で作成いただいた明細書での提出もできます。）

ご自宅での保管（5年間）が必要な書類

●適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

「①氏名」「②取組を行った年」「③事業を行った保険者、事業所若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名」の記載があるものに限りです。

例えば以下の書類です。

◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎市区町村のがん検診の領収証又は結果通知表

◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎特定健康診査の領収証又は結果通知表（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

●特定一般用医薬品等の領収書